

## 関西大学に於ける女子学生の軌跡

——大正末から昭和にかけて——

文 珠 正 子

### 目 次

- 一、はじめに
- 二、新しい女子教育—明治・大正一
- 三、他大学に於ける男女共学
- 四、黎明期の女子関大生(1)
- (1) 聴講生及び選科生制度
- (2) 女子学生入学の契機
- 五、黎明期の女子関大生(2)

#### (1) 記録から見た女子学生

- A、大学部
- B、専門部
- (1) 女子夜間学生—専門部選科生—
- (2) 女子夜間学生と社会運動

#### 六、むすびにかえて

#### 一、はじめに

現在、関西大学には一・二部合わせて二万人を越える学生が在学しております、そのうちの全体で二割、文学部では半数以上が女子であ

る。男女共学制をとる大学に女子学生がいるのは当然のことであるが、かつての関西大学は男子学生にだけ限られた学問の府であった。関西大学が正式に男女共学を果たしたのは第二次大戦の敗北の後であった。しかし、正式な男女共学制がとられるまでも、関西大学に学んだ女性たちがいた。聴講生、或いは選科生として関西大学に通った女性たちである。それはほんのひと握りの女子学生であり、大学部・専門部の全てを足しても延べ十数名にすぎない。しかも、彼女らが在籍していた期間は大正末から昭和初期の極めて短かい年数である。その存在が、関西大学百年の歴史の中で占める割合は小さなものであるが、切り捨ててしまふべき問題ではないと思う。なぜならば、第二次大戦後、関西大学が速やかに男女共学制をとることができたのは、これらひと握りの女性たちが、「男子のみ」という城壁にひびを入れていたからこそなのである。以下、関西大学女子学生の黎明期のころについて少しく述べてみたいと思う。

#### 一、新しい女子教育—明治・大正一

関西大学（以下関大と略称す）に女子が学ぶようになるのは大正末であるが、本章では、そこに至るまでの明治・大正時代の女子教育について先学を参考として簡単に振り返っておきたい。

明治五年の「<sup>註(1)</sup>学制」、同十二年の「<sup>註(2)</sup>教育令」（同十三年・十八年に改正）によって、日本の教育制度は儒教思想に基づく江戸時代の教育制度から、西洋の教育観や学校制度を取り入れた近代教育制度へと脱皮した。しかし、男女共学に関しては、「男女七歳にして席を同じくせず」の儒教思想が厳然と生きていた。明治十二年頃に「教育令」第四十二条に、

凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

とある如く、小学校に於ける男女の一斉教育の強調は、同時に、それ以上の教育場面に於ける男女の区別・差別を意味しているのである。

明治二十六年七月の文部省訓令第八号「女子教育ニ関スル件」は当時の女子教育の様子を見せてくれる。

普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナリ現在学齢児童百人中修学者ハ五十人強ニシテ其ノ中女子ハ僅ニ十五人強ニ過キス今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ故ニ地方ノ情況ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス

(以下略)

この資料から明治中期に於ける女子就学者の学齢児童全体に占める割合が二割に満たないことや、裁縫が女子教育に欠くべからざるものとして把えられていることがわかる。

初等教育にして既に現われている女子不就学の傾向は、中等・高等教育における女子就学の困難さを容易に連想させてくれる。

女子の中等教育はキリスト教主義の女学校によつて始められたといつても過言ではない。その規模は決して大きくなかったが、文部省や各道府県の女子中等教育に先立つものであつた。最も古い例としては明治三年（一八七〇）に開校したキダー塾（フェリス女学院・横浜）とA六番女学校（女学院・東京築地）を挙げることがで

きるが、関西では、明治八年（一八七五）に神戸に開かれた神戸英和女学校、のちの神戸女学院が初めである。

一方、官公立の女子教育機関では、明治五年（一八七二）開校の竹橋女学校（東京女学校・東京神田）と新英学校・女紅場（京都）が嚆矢である。

明治二十四年十二月十四日布告の「中学校令改正」（「中学校令」は明治十九年四月十日）はその第十四条で、

高等女学校ハ女子ニ須要ナル普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス

高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設クルコトヲ得と高等女学校についての規定を明らかにし、明治二十八年一月二十九日には「高等女学校規程」が出されている。この規程について同年三月二十日の「高等女学校規程ニ關スル説明」の第一は次のように説明する。

高等女学校ハ勅令（中学校令第十四条）ヲ以テ女子ニ須要ナル教育ノ普通教育ヲ施ス所ニシテ中学校ノ種類タルコトニ定メラレタレトモ爾來別段ノ規程ヲ定ムルコトナク自然ノ発達ニ任シテ今日ニ至リ今ヤ高等小学校ヲ卒業シテ尚高等ノ教育ヲ受ケンコトヲ希望スル女子年々其數ヲ増シ高等女学校ノ需要益々多キヲ加ヘタレハ今ニ於テ之カ制度ヲ定ムルノ必要ヲ認メ本規程ヲ發セリ即ち、明治二十四年の中学校令第十四条以来、中学校の種類とするだけで、別段規程を設けることなくきたが、高等女学校の需要増加に伴つて制度を定める必要が認められたため、「高等女学校規程」が作成されたというのである。

この説明からも察せられるように、明治も半ばを過ぎると、女子

の中等教育は規程制定を必要とするほどになつてゐた。村上信彦著『大正女性史(上)』によれば、女学校の数も明治末頃から急激に増加し、大正二年には三三〇校(生徒数八三、二八七名)、大正十年には五八〇校(一七六、八〇八名)、大正十五年(昭和元年)には実に八六二校(三二六、二〇八名)に及んだといふ。

こうして高等女学校は大正年間に急激に増加したが、その内容といえば男子の中学校とは全く様子の異なるものであつた。というのも高等女学校では「女子ニ須要ナル技芸専修科」を設けるため外国语や数学などの授業時間の削除が行なわれたからである。こうした女学校に於ける外国语や数学などの知識教育の大幅な欠如が、即ち女学校卒業者の学力を中学校卒業の男子よりも劣つたものとなしめる結果を引き起こしたことは、当然の成り行きであつた。

以上の如く女子の教育は既に中等教育までの段階で男子のそれと大きく差別されていたのであり、「良妻賢母」を女子の生きる最良の道とした政府及び男子中心の社会が、そのまま反映されていたようである。

だが、このような女子に知育を無用とする大方の風潮の中で、なおかつ知識欲に燃える一部の女性たちより高度な知識・学問を求めていた。その結果、大正末には、女学校の中で普通科の上に高等科や専攻科を設ける学校が増加したのである。

だが、高等教育はほとんど完全に女子を無視していた。村上論文(前掲)によれば、「大正十三年の時点で文部省の直轄している学校七六校の内訳をみると、高等師範四校、高等学校二十五校、盲学校と聾哑学校の二校、専門学校四五校となる。このうち女子に認められているのは奈良と東京の高等師範二校と女子にも入学を許可され

ている音楽学校の一校しかない。」(七三頁) という状況であった。

官立では、東京音楽学校を除く全ての専門学校が女子に門戸を閉じていたが、明治三十六年三月二十七日発令の「専門学校令」は、専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者—略—

と定めており、事実、官立以外では職業専門学校をはじめとする女子専門学校がみられた。中でも、日本女子大学校(明治三十四年創立)と東京女子大学(大正七年創立)は、大学という名称を有するだけあって、当時の女子教育の最先端をいく専門学校であつた。

だが、女子の高等教育が大学で果たされることはなかつた。なぜならば、大正七年十二月六日の「大学令」第九条の

学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ當該大学予科ヲ修了シタル者、高

等学校高等科ヲ卒リタル者—略—

に示される如く女子には大学入学の道がなかつたのである。

ところが、大正二年、三名の女性が東北帝国大学に本科生として入学を許可されるという一大事件が起つた。これは当時の東北帝大総長柳政太郎の英断によつて実行されたのであり、事後報告を受けた文部省をはじめ政府に衝撃を与えたのである。だが、この大正二年の東北帝大への女子入学は、結局、特例で終わつてしまつた。この事件によつて文部省が女子を大学に受け入れるべき体制を新たに築くことにはならなかつたのである。

しかしながら、東北帝大の一件に示されたように、大学で専門教育を受けたいと願う女性の声が次第に高まりつつあつたことは確かである。

大正も半ばを過ぎた頃、一方で「大学令」などの規制で女子の大

学への正式入学が許されず、また一方で女子の大学への期待が高まつていくなかで、各大学が考え出したのが聴講生としての女子の大學生入学の認可である。

大正末の関西大学は、「大學令」に依る関西大学と、「専門学校令」に依る関西大学専門部とによって組織されていた。先にみた「専門学校令」第五条は高等女学校を卒業した女子にも入学資格のあることを認めてはいるが、関西大学では大学部は勿論、専門部でも女子の正式入学は行なわれていない。関大の女子学生に関しては後に記すこととして、その前に、他大学に於ける男女共学の初めの頃について、簡単にみておきたい。

### 三、他大学に於ける男女共学

先に記したように、大正二年、東北帝大に初めての女子大生が誕生したのであるが、それ以後、大正年間の大学への女子入学や専門学校の男女共学などの統計は『文部省年報』である程度は知ることができる。しかし、大正時代の『文部省年報』は女子学生の入学者数や在学者数を記載してはいるが、その数値、或いは正式学生が聴講生など、各大学の年史等とは著しく異なることが多い。大学別の統計では、聴講生・選科生として記載される場合もあるが、関大の場合のように大学に残る記録で確認される聴講生・選科生の数すら何ら記入されていない例がある。このことからも、恐らくは各大學の文部省への申告に頼っていたであろう『文部省年報』の統計に果たして幾許の資料的価値が見いだされるかは疑問である。

現在、男女共学制をとるほとんどの大学が正式な学生として女子の入学を許可したのは、戦後、特に新制大学以降と見なしてよいだ

ろう。それ以前では、大方の女子大生が聴講生や選科生であった。官立の大学では、先述の東北帝大の男女共学が先駆であるが、東北帝大でも、大正二年の三名入学以降、引き続いての女子入学はなく、大正十一年まで正式入学はなかった。九州帝大の大正十四年、東京・広島文理科大学の昭和四年（創立と同時）の例は旧制大学のなかでの早い例である。帝大に於ける女子の聴講生制度は、北海道帝大で大正七年九月、東京帝大で大正九年に許可されたことがわかるが、東京帝大では昭和三年にこの聴講生制度すら廃止されている。

私立大学に於ける男女共学は、聴講生としては大正九年の早稲田大学、正式な学部学生としては大正十一年の同志社大学を嚆矢とみることができる。一方、大学専門部（校種としては専門学校）では東洋大学専門部の大正五年が最も早く、昭和三年には明治大学専門部が女子部を設置している。何れも正規学生としての女子入学である。

東洋大学は、明治二十年（一八八七）創立の私立大学であるが、「大學令」に依る私立大学となるのは昭和三年（一九二八）からであり、それ以前は専門学校としての大学であった。<sup>註(5)</sup> 東洋大学専門部への女子入学については、教官の一人小林好日が熱心に推進したといい、大正九年、女子卒業生第一号となつた栗山津祢氏は文檢（旧制の文部省教員検定試験）に合格し、大正十三年に文化学科を卒業した野溝七生氏は、のち母校で教鞭をとっている。野溝氏の談では、氏の入学当時には、全学で四十数名の女子学生が在学していたといい、男女共学の最も盛んな大学であったことがわかる。

明治大学専門部の女子部設置については、同大学の歴史編纂資料室の出す『明治大学教育制度発達史稿』<sup>6</sup> に詳しい資料が掲載さ

れている。昭和三年の「法科女子専門部設置理由書」に依れば、従来の良妻賢母教育だけでは広く社会に進出する女子の教育として不足であり、また近く女子にも弁護士資格を与える域に進み、文官高等試験、文官普通試験も受けられるようになるだろう。そのためにも法律政治経済等の学識を授けねばならないという。次いで「女子部設置計画概要」では入学資格、予定収容人員、授業料及び授業時間などがしたためられている。その初めに、

#### 明治大学専門部ハ男子部女子部ヲ以テ組織ス

とあるように、専門部への女子の正式入学は明治大学専門部に於いて実に明瞭な趣旨を以つて計画されたのである。

しかしながら、実のところ、この女子部設置は同時に、眞の意味での男女共学ではない。男女共学とは男子と女子が同じ場で学んで果たされる類のものであり、男子部と女子部で別個に学んで果たされる類のものではないのである。明治大学専門部の場合には「女子部設置ニ付テ」という資料の第二に、

本件女子部ハ之ヲ施設上ヨリ観レハ男子トハ別ノ学級ヲ設ケ別ノ教室ニ於テ授業スルコトヲ要スルモノナリ是レ男女共学ヲ許サレサル必然ノ結果ナリ一略—

とある如く男女が席を並べて学問することは目指されてはいないのである。このように、明治大学専門部女子部は貴重な資料が示すように、その先進的な思想に基づいて設置されたのであつたが、あくまで女子部という形であつたところに、一つの限界をみるとがでできる。因に明治大学の大学部への女子入学の認可は昭和七年であつた。

一方、「大学令」に依る私立大学の男女共学の嚆矢となつた同志

社大学の場合は、明治大学専門部とはむしろ逆の意味での限界をもつた男女共学制をとつてゐる。即ち、大正十一年に男女共学制に踏み切った同志社大学は、女子の学部入学を許可するにあたつて、同志社女学校専門部英文科卒業者に限定したのである。実際に女子の入学者が出たのは翌十二年四月のことであつた（『同志社百年史』参照）。広く新聞廣告を駆使して専門部女子部への入学者を募つた明治大学に対し、出身校・学部を限定して男女共学を果たしたのが同志社大学大学部であつた。

本章の最後として、私立大学での女子の聽講生（選科生）制度の初めと考えられる早稲田大学について記しておきたい。早稲田大学は、大正九年に「大学令」に依る私立大学になる（二月五日認可）が、既に大正八年には、女子の入学を認める学則の認可を文部省に申請していたといわれる。<sup>註(5)</sup> 即ち、入学資格者の中に専門学校卒業者を含むことにより、女子専門学校卒業者をも入学できるよう意図したのである。しかしながら、この計画は内閣総理大臣の教育諮問機関としての臨時教育委員会の意向で、結局は入学資格者の規程から専門学校卒業者が削除され、その結果、女子の正式入学は実現しなかつたのである。

そこで、大学当局は、既に明治三十九年頃より開始されていた聽講生制度を女子にも適用することで、早稲田大学の男女共学を実施することにした。大正九年九月から文学部で、引き続いて十年四月からは全学部で実施されるに至つた。大正十年の入学者数は十二名と記録されている。大正十年三月十一日文部省認可の早稲田大学の学則第八章第二条は、

聴講生ハ中学校、高等女学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力アリ

ト認メタル満十九年以上ノ男女ニシテ志望学科ノ学修ニ必要ナル程度ノ学力考査ニ合格シタル者ニ之ヲ定ム

と聽講生について規定している。また大正十二年には三年在学して一定試験に合格すれば学士になれる選科制度を設ける計画をたてたが実現には至っていない。早稲田大学の大正末から昭和初期の女子聽講生の統計を見ると、外国人の聽講生数が多く、国内をはるかに上回っているのが知られる。このことは一つの特徴として把えることができよう。尚、早稲田大学に女子の正式入学が認可されるのは昭和十四年二月のことである。

以上、関西大学での女子学生について記す前段階として他大学、特に関大と同じ私立大学についてみてきた。次章では、他大学との若干の比較も含みつつ関大に於ける女子学生の黎明期について記述したい。

#### 四、黎明期の女子関大生(一)

本稿での黎明期とは、大正時代の末、関大初の女子聽講生北村兼子の入学の頃より、統計上、女子聽講生が空白となる昭和十年頃までを示すが、明確に年限を規定する意味はない。この時期に入学した女学生は全て正規の学生としてではなく聽講生若しくは選科生としてであった。まずは聽講生・選科生の制度からみてみたいと思う。

##### (1) 聽講生及び選科生制度

現行の聽講生制度は、関大の学生以外で、随意の教科目を履習する制度であるが、この制度は関大でも、また他校でも古くから行なわれていた。関大での聽講生制度は、大学部では大正十二・三年

頃、専門部では昭和五年より設けられたと考えられる。しかしながら、それ以前にも、聽講生制度とほとんど変わらない選科生制度が存在していた。むしろ、選科生制度から、聽講生制度へと名称が変化したといえる。

関大での選科生制度の始まりは、『関西大学七十年史』(一〇七頁)に依れば、明治三十三年九月である。関大は、明治三十六年三月二十七日に公布された「専門学校令」に準拠すべく、明治三十七年一月には江戸堀新校舎の落成式〔註〕を終え、さらに、明治三十八年度よりは経済学科を新設するに至った。その結果、関大は、明治十九年開校以来の関西法律学校の名称を改め、「専門学校令」準拠の私立関西大学となつたのであり、大学部・専門部により構成された。この新しい関大の明治三十八年「学制一覧」は、選科生に関して次のように規程を設けている。

#### 第四章 撰科生

第六十條 本大学学生ニアラスシテ教科目ヲ随意講習スル者ヲ撰

##### 科生トス

第六十一條 撰科生ハ何時ニテモ入学ヲ許ス

第六十二條 撰科生ハ其講習学科目ニ付試験ヲ受クルコトヲ得但

手數料金壹圓ヲ納ム可シ

第六十三條 撰科生ハ授業料トシテ毎月壹圓五十錢ヲ納ム可シ

このように定められた選科生制度から、次の聽講生制度へ移行するにあたっては、大学部に於いては、大正十一年六月五日の「大学令」に依る私立関西大学の誕生、専門部に於ては、昭和五年度の昼間部設置に依る昼夜二部制の開始がきっかけになつたのではないか

うか。

まず、前者についてであるが、大正十一年二月、いわば大学昇格の直前に作成された「学制一覧」では、

#### 第六章 選科生

第六十九條 本大学ノ教授科目中随意講習スル者ヲ選科生トス

選科生ハ本章ノ外大学部専門部ノ規定ヲ準用ス

—略—

とあって、大学部専門部共に選科生制度であるが、大正十二年二月の「大学令 関西大学学則」には、選科生、或いは聴講生について何の規程もみられないものである。大正十三年の「大学令 関西大学学則」は現在、関大の年史資料編集室では保管されておらず、確認されないが、大正十四年のものでは、

#### 第八章 聽講生

第八十三條 各学部ノ学科目中一科目若クハ數科目ヲ選ヒ聽講セントスル者アルトキハ男女ヲ問ハス聽講生トシテ收容スルコトアルヘン

第八十四條 聽講生ハ各学部ニ於テ別ニ定ムル所ノ資格アル者ニ限ル

第八十五條 聽講生ノ聴講料ハ毎学期一科目ニ付金五圓トシ之ヲ前納セシム既納ノ聴講料ハ之ヲ返附セス

となつており、このことから考へるならば、大正十二年か十三年の何時かに聴講生制度が設けられたに相違ない。だが既成事実として聴講生北村兼子の十二年十月入学があるから、ひとまず、大学部での聴講生制度の開始は大正十二年と考えよいかと思う。

次に、後者、即ち専門部については、昭和四年二月付の「専門部學則」が、

#### 第四章 選科生

第四十條 本大学ノ所定学科目中随意撰択シテ之ヲ修メントスル者アルトキハ選科生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十一條 選科生ニシテ修了シタル科目ニ就キ其試験ニ合格シタル者ニハ修業證書ヲ授與ス

第四十二條 本章規定ノ外第二章ノ規定ハ之ヲ選科生ニ準用ス

とあり、選科生制度をとつてゐるのに対し、昭和五年二月付の「専門部學則」では聴講生制度であり、その規程は以下の如くである。

#### 第七章 聽講生

第三十三條 本学専門部所定学科目ノ全部又ハ一部ヲ聽講セントスル者ハ聽講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十四條 聽講生ハ志望学科ヲ履修シ得ルニ足ル学力アリト認メタル者ニ限り考查ノ上之ヲ定ム

第三十五條 聽講生ハ聽講シタル学科ニツキ本科生ト同一ノ試験ヲ受クルコトヲ得

前項ノ試験ニ合格シタル者ハ願ニ依リ修業證書ヲ授與ス

—略—

昭和四年・五年の二つの資料より専門部での聴講生制度の開始が昭和五年であることが確認された。

以上、本学の聴講生・選科生制度の推移を大雑把に見てきたが、女子聴講生・選科生については、男子と同様には考えられないところがある。なぜならば、聴講生や選科生には、特に明記されない限り、その入学資格や心得については正規の学生と同様の規程が準用されたと考えられるからである。即ち、大学部では、大正十一年まで大学予科の入学は「満十七歳以上ノ男子」を資格とし、大学科は

「満十七歳以上ノ男子ニシテ豫科ヲ修了シタルモノ」（明治三十八年）や「高等学校高等科卒業者」（大正十二年）が入学資格の第一に挙げられているのである。「男子」と限らずとも、高等学校高等科は男子に限られた教育課程であるから「男子ニ限ル」と同じことなのである。一方、専門部も同様であり、専門科では大正十一年までは「満十七歳以上ノ男子」と限定されている。このように、正規の学生の入学資格が聴講生や選科生に準用されている限りは、女子には、聴講生・選科生としての門戸すら開かれる見込みはなかつた。しかしながら、先にみた昭和二年の大学部の聴講生制度は「男女ヲ問ハス」としており、また昭和三年の「専門部学則」の正科生の入学資格には中学校卒業者と専修（専門学校入学者試験検定）合格者が入っており、これを第三章での早稲田大学の場合と考え方をせると女子専修合格者にも入学の道が開かれたようと思われる。大学部も専門部も結局のところ、正科生として女子の入学を認めるのは戦後であるが、少なくとも聴講生・選科生としての女子の入学が認められたことは、関西大学百年の歴史の一頁として書き留められるべきであろう。

## (2) 女子学生入学の契機

前節では制度面からの女子学生入学をみてきたが、他方、この制度変革を誘発し、或いは女子聴講生の入学実施への契機となつた諸要素がある。

その第一は、大正十二年夏に関大が催した夏期語学講習会である。この講習会と女子聴講生入学との関連については、既に関大の校友会機関紙『関大』二一九号（昭和二年七月）に連載された大場義之氏の「関大を彩る人々—北村兼子—」のなかで記されている。『千里

山学報』一〇号に掲載された講習会の会員募集廣告は、「会員」の項に、  
男女ヲ問ハズ入会ヲ許ス、女子聴講者ニハ特別席ヲ設ケ且其數多キトキハ別ニ女子部ヲ置ク  
と男女を問うことなく入会できることを明記している。そして、この講習会に参加した女性の一人北村兼子が、関大女学生の第一号となつたことは、講習会をさらに意義深いものとして我々に記憶させる。

夏期語学講習会は盛況のうちに終わり、『千里山学報』一二号には幾つかの感想文が載せられた。その中に、関大学歌の作詞者であり、講習会では英語科の講師を務めた服部嘉香教授の「講習会礼賛」がある。氏は講習会が、

主催者側から言へば偉大な成功であり、講師の側から言へば多大の満足であり、聴講生にとりては十二分の収得であつた。  
と講習会の全面的な成功を祝うとともに、女子の参加を極めて有意義なものとして把え、

わたくしは、関西大学の当局者が、その大学本体の教育に於ても、一日も早く男女共学制を執られん事を希望する。

との力強い一文を寄せている。また、講習会を聴講した女性の一人（佛語科H子）が「機會さへ與へられれば」の題で載せた文章は、最後に、

切めて関西大学だけでも毎年出来ることならもつと度度、そしてもつと長期間妻達女子の為めに向上の道を開いて頂きたいと存じます。尚ほ餘りに無理な希望かも知れませんが、他の一般の学科の切めて傍聴だけでも許して頂ければ、妻達はどんなにか幸福で

せう、又どんな努力でも厭はないでせう。と訴えている。これなどは、関大に寄せられた女子入学への大きな、そして悲痛な期待の一つの証である。

こうした学内外の要請に応えてか、関大は大正十二年十月七日の日曜日から毎月第一、第三日曜に日曜自由講座を新設し、これも、男女を問はず自由に聴講することを得

として、女子にも開放された。十月一日には北村兼子が大学部大学科に聴講生として入学を許可されていることが、大学に残る記録でわかつてゐるが、『千里山学報』一三号は「男女共学制の実施に因んで」と題して、今回本学ではいよいよ男女共学制を実施することとしたところが、早速聴講生として一人の婦人がはいって来た。我国でも既に一二の大学では、この男女共学制を実施しているが併し未だ物珍しがられている。

と記している。「物珍し」い男女共学制を夏期語学講習会、日曜自由講座、そして聴講生・選科生という形で関大が実施したことは評価されるべきであろう。

### 五、黎明期の女子関大生(1)

前章では、関大に女子聴講生が入るまでの制度的な経緯と共学実施に向けての大学当局の努力を紹介したが、本章では、大学に保存されている記録や、当時、選科生として関大専門部に学んだ二人の女性からの聞き取り調査などを基に、昭和初期の関大女子学生について述べたいと思う。

この章は、北村兼子のあとに続いた大学部の女子聴講生

(1) 記録から見た女子聴講生  
現在関大に残されている当時の記録には、性別が記入されておらず、名前だけでは男女の判断がつかない場合が多い。また、資料の検索には限界があるため、後述する内容は、当時の全ての女子聴講生・選科生を網羅した結果ではないことは予めことわっておかねばならない。

A、大学部

女子の大学部聴講生の第一号は既に記したように北村兼子である。彼女については、大場論文に詳しく、その活躍振りは当時の最も活動的な女性の一人として挙げができる。彼女は大正九年に大阪府立梅田高等女学校(のち大手前高等女学校)を卒業して大正十一年十月に官立大阪外国语学校(別科英語科)に入学したが、関大の法学部法律学科に聴講生として入学したときは、まだ大阪外国语学校に在籍中の身であった。さらに彼女は、関大在学中より『ひげ』などの著作があり、また朝日新聞の記者としても活躍していた。惜しくも、彼女は昭和六年七月に二十七歳の短い生涯を閉じるが、その著作は十数冊に及んだ。また飛行学校にも学んだ彼女は、生きていれば、昭和六年の八月には訪欧飛行へと旅立つはずであった。この柄は、北村のあとに続いた大学部の女子聴講生は、あまりにも少ない。管見では三名、それ以上としても恐らく十指には満たないと考えられる。北村を含めた四名に関する記録を簡単にまとめたのが表(I)である。

これら極端に少ない資料からは如何なる考察も為し得ないが、為し得ないことが特徴ともいえるのである。それほど、この時代には女子が、たとえ聴講生としてでも、男子と共に大学で教育を受ける

ことが困難だったことの現われであり、同時に、そのような大学に敢えて入学した数少ない女子学生の勉学への情熱が伝わってくるのである。

表(Ⅰ)

「T」は大正、「S」は昭和を示す。

No 事項	入学年月	年齢	学部	出身学校		備考
1	大正12・10	19	法学部	大阪府立梅田(のち大阪府立高女。卒(T9年3月)。	官立大阪外国语学校在学。T15年3月全科及第。	
2	昭和4・6	19	文学部	大手前高女高科卒(S3年3月)。	小学校教諭。S6年3月除名。	
3	昭和7・10	32	法学部	東京家政高等師範(明治大学女子部法科卒12年3月)。	S8年11月退学。	
4	昭和15・5	29	法学部	明治大学女子部法科卒(S3年3月)。	S7年3月に関大修了。専門部文学科聽講。	

B、専門部  
関大専門部は昭和五年に昼夜間部に分けられるまでは、夜間のみの教育活動を行なっていたのであり、『関西大学七十年史』が、由来専門部は本学にとって創立以来の主流たる夜間学生を主体としている(三四七頁)。

というように、明治十九年創立の関西法律学校の血を最も濃く引き継いでいたのは夜間の専門部であつたといえ、明治大学商学部教授の浅田穀衛氏<sup>(註4)</sup>が、夜間専門部として出発し、大学令で昼夜間部が併設された私大が、

中大の例で見られるように、講師の都合で夜間授業に昼夜間授業が混入し、勤労学生を対象とする夜間教育理念に徹することができ

なかつた。中で関西大学だけは夜間部の設立趣旨が明確であると指摘するところである。

この夜間の専門部に入った女子選科生に勤労者が多かつたことは当然のことである。

専門部の女子学生(選科生)の第一号もまた北村兼子である。大正十二年十月に大学部に法学部聽講生として入学した兼子は、翌十三年四月、専門部に新たに設けられた文学科に「文・聴」(大学保存資料)で入っている。この時には、大阪外国语学校は既に修了していたが、依然として大学部法学部の聽講生であった。大学の記録では、彼女は大正十三年十一月には専門部を除名になっているが、昭和三年一月には三学年に編入、再び専門部文学科に籍を置いている。このように北村兼子は二度にわたって関大専門部に入つたが、当時専門部のあつた福島学舎にはほとんど姿を現わさなかつたといい、もつぱら千里山学舎で学んでいたと聞く。<sup>(註5)</sup>記録によれば、北村と同時に入学した女性がもう一人あり、永井美枝というこの女性と北村が、関大専門部女子選科生の嚆矢であつたといえる。左に掲げる表(Ⅱ)は記録検索で管見が及んだ限りの専門部女子選科生であり、期間は戦前である。

表(Ⅱ)をみてもわかるように、女子選科生は昭和の初期で絶えている。戦後、昭和二十二年には正式入学する女子学生が出るが、その間十数年は、専門部に学ぶ女子学生はいなかつたと今のところはいえそうである。表(Ⅱ)から、延べ九名中三名が専修に合格してのち、関大専門部に学んでいることがわかるが、このことは即ち、貧しさの故か、高等女学校に進学できなかつた者が働きながら

表(Ⅱ)

に価値ある事柄だと考えるからである

修了證書

大坂府

選科 伊藤アヤ

右者本學專門部文學科國漢文專攻科入同科，課程ヲ修了

セシコトヲ證ス

昭和五年三月三十一日

閩寧學長正位勲三等諱博仁保龜

『昼に働き夜に学ぶ』この生活は、男子学生にとつても継続するに勉強を重ね専修合格を果たして入学したことを意味するのである。

苦勞の多いものである。まして、労働条件の僵い女性が実行するには様々な困難が伴われたに違いない。次節では、これら専門部に学

んだ勤労女子学生について、聞き書きをもとに記してみたいと思う。なぜならば、関大が星に働く女性を選科生として迎え入れた事実は、單に大学史の中だけでなく、女子教育史の流れの中でも充分

五名中三番（十六科目中満点が三科目、ほとんどが八十点、今でいう「優」である。）が示すように優秀な成績を修めたが、彼女が手にしたのは卒業証書ではなく選科の修了証書であった。昭和五年二月の「関西大学専門部学則」の表紙裏面には次のような卒業生の「特典」が記されている。

一専門部本科卒業者ハ考試ノ上學部ニ入学スルコトヲ得

二専門部本科卒業者ハ文官高等試験令ニ依ル豫備試験ヲ免除セラ

ル

三専門部本科生ハ兵役法ニ依リ在学中徵集延期ノ特典ヲ有ス

四専門部商業学科本科卒業者ニシテ在学中成績優良ナル者ハ実業

學校教員無試験検定ヲ受クル資格ヲ有ス

五専門部商業学科本科卒業者ハ計理士タルノ資格ヲ有ス

六専門部別<sup>〔別科ニ於テ〕</sup>於<sup>〔テ〕</sup>三ヶ年ノ課程ヲ履習シ其ノ業ヲ卒ヘタル者ハ

大正二年勅令第二百六十一號第六條ニ依リ無試験ニテ判任文官

ニ任用セラルゝ資格ヲ有ス

七専門部文学科本科卒業者ニ対シ中等教員無試験検定許可申請<sup>〔註〕</sup>中

これらは専門部の卒業証書を受け取った者ならば無条件に認められる各種の特典であった。しかし、たとえ男子の正科生と同じだけの課程を修めても彼女たち女子の選科生には右記のような特典は一切与えられなかつたのである。このことは、彼女らが関大専門部に入学するときに既に学校側からはつきりと言われていたことであつたが、さらに、入学金や授業料に関しては正科生と全く同額であることも聞かされたのだった。こうした「金はどる。卒業資格はやれない。」と明確に示された条件を承知しながら、敢えて関大に学んだ彼女らには、資格を求めないひた向きな学ぶ心があつた。

関大入学への経緯は人それぞれであつただろうが、学業にのみ専念できる経済的な裏付けのない女性にとっては、働きながら学べることと云うことが第一条件であった。伊藤氏の場合、高等小学校を卒業し、十四歳で大阪府金局に事務員<sup>〔註〕</sup>として就職し、そこでそろばんの級をとり、それを資格にして給料の良い火災保険会社に入った。次に彼女は早稲田大学の校外生となり、通信教育で学びながら専門学校への入学資格である専門学校入学者試験検定（専檢）<sup>〔註〕</sup>に合格するという道を歩んだのであるが、その彼女が目指していたのは高等女学校の教師であった。当時、女学校の教員資格を女子に与える学校に東京と奈良の女子高等師範学校があつたが、何れも彼女が通える学校ではなかつた。地理的にも経済的にも毎間に働く女性にはこれら二つの女高師は遠い存在だったのである。そこで伊藤氏は文検といわれる師範・中学・高女の教員試験検定に臨むべく、友人の小西千代寿氏（現姓は広内）と共に、働きながら夜は中之島図書館で勉強を重ねていた。しかし、独学では限界があり、どこか専門学校に通つて勉強することを考えたが、公立の大坂女子専門学校や私立の女專は屋間のみの学校だつたため、働きながら学べる場ではなかつた。彼女たちはもともと文検を受ける学力を身に付けることを目的にしていたので、卒業資格などは初めからあてにしてなかつた。結局、関大の専門部の門をくぐることになつたが、それは、當時、大阪の専門学校で夜間部があつたのは関大専門部と日本大学大阪専門学校（現近畿大学）だけで、しかも、伊藤・小西両氏が志望した文学科を有していたのが関大専門部だけだったのである。この二女性の入学は、新聞にも掲載されるほどの「事件」<sup>〔註〕</sup>だつたが、『関西日報』に載つた大学側の話では、

初め入学を希望して来た時には風紀上如何であるかと懸念したが、餘りの熱心さに動かされて入学を許可したとある。

伊藤・小西両氏に次いで、昭和三年に入学した脇屋亮子氏（現姓は高木）の場合は、大阪の梅花高等女学校を卒業してからの入学だった。彼女は女学校を出てからも勉強を続けたが、女学校以上の中学校への進学を父に反対され、一人で中之島図書館に通つてゐる時に出会つた伊藤氏の勧めで関大専門部に入ったのだ。彼女は自らの貧しさを究明したいと経済学科に学んだが、大学に残る記録では文学科となつてゐる。これは恐らく、文学科ならば前年度に二人の女性が選科生として入学を許可されていたためであろう。経済学科には先例がなかつたので、記録上は文学科とし、実際には経済学科で学ぶことを大学側が認めたと思われる。これも詰まるところ、何ら資格を与えることのなかつた女子選科生だから可能だつたのだろう。

彼女の一日は、休む暇などほとんどない多忙なものだつた。それは、専門部に通う男子学生も同じであつただろうが、当時の社会では、同じ境遇の男子に比べ、「女」というだけで、既に多くのハンディを背負つていたのである。まだまだ「女に学歴などいらぬ」という意見が世にはびこついていた時代であり、その上に働きながら、夜に男子学生と同じ場所で学ぶということは、世間にはとうてい理解される類のことではなかつた。

脇屋氏は、関大専門部に入るにあたつて、賃金は二の次、とにかく勤務時間が正確に決まつてゐる職場を選んだといふ。それでも、残業がありそうなときには雇の休みを切り詰めて、勤務時間内に仕

事をして学校に向かつたといふ。専門部学舎は、昭和四年九月に大坂市福島から天六に移転したが、昭和二年、三年に入学した伊藤・小西・脇屋の三氏はその何れにも通学している。彼女の生活は概ね、朝は夜の明けぬうちから起き勉強してから仕事に出かけ、仕事から学校へ、学校から帰宅すれば十二時頃まで勉強して就寝するというものだつた。また、休講になつたり、講義のない日などは、暇さえあれば中之島図書館に通つてゐたといふ。

このように、初期の関大専門部の女子学生は仕事と勉学を両立するため苦労していたが、それでも伊藤・脇屋はこの時代を「充実した青春の日々だつた」と懷しんでいた。だが、二事を両立させることは難しく、男子学生の多くも挫折した。彼らも多くは選科生の修了証書を手にすることなく終わつた。伊藤氏は修了はしたもの、不眠症になつたりして体をこわし、結局は文検受検を断念せざるを得なかつたし、脇屋氏は在学中に肺結核を病み、昭和五年一月には学業半ばにして退学を余儀なくされたのだった。

### (3) 女子夜間学生と社会運動

貧しさ、女子の勉学を否定する世間の冷たさ、こうした経済的・社会的困難の中で精一杯に勉学の自由を得ようともがく彼らが、資本主義社会を批判する社会運動と関わりをもつことは、自然な現象だつたといえよう。関大の女子学生第一号の北村兼子は、婦人の参政権獲得や大学での男女共学を唱えるなど、進んで女権問題に取り組み、昭和三年六月にハワイのホノルルで催された汎太平洋婦人会議にも参加した女性だつたが、専門部に通う勤労女学生の場合には、まず生活があつた。寝る暇もない多忙な毎日のなかで、自ら進

んで社会問題に参加する時間はなかった。大正時代の末頃には、東京の日本女子大学校や東京女子大学を中心として女子学生連（聯）盟が結成され、兼子などはその演説会で演壇にも立っているが、伊藤氏や脇屋氏のように毎日を追われるよう過ごしている夜間女子学生は、その存在すら知らなかつたという。

だが、当時関大には、マルクス主義経済学者の辰巳經世（一八九九—一九四二）がいた。彼は大正十一年に関大専門部経済学科を卒業し、大正十二年からは専任教員として講師に就任し、経済学・経済史の講義を担当していた。その間、『千里山学報』の創刊（大正十一年六月）に携わり、昭和二年六月の第五十号まで編集主任を務めていた。昭和五年六月、彼は専門部と関大第二商業学校の同盟休校事件（所謂、専門部・二商盟休事件）の煽動者として、大学当局より解雇を言い渡され、さらに翌七月には、治安維持法違反の容疑で警察に逮捕されている。それ以後も彼の活動は衰えることなく、昭和十七年八月十七日、四十三歳で永眠するまで学者として、共産党シンパサイザーとして労働者のために尽くしたのだ。

専門部経済学科で学んだ脇屋氏は、辰巳氏に講義を受けたが、ともと貧乏究明を胸に秘め関大に入ったのであるから、社会運動との関わりも深くなつた。当時大阪府庁に勤めていた婦人活動家岩崎盈子（一九〇六—一九三五）とも懇意の間柄となり、その関係で、同じく大阪府庁に勤務し、昭和四年に社会事業連盟を結成して機関紙「社会事業研究」を編集していた川上貫一（一八八八—一九六八）とも面識をもつようになつた。彼が脇屋氏の名前を使って論文を発表したために、彼女は一週間を留置場で過ごすために陥つたこともあつたという。その後の彼女の人生は、自身の病と闘いながら、常

に社会の底辺に生きる人々のために運動する毎日だったと聞いた。女子学生未踏の関大専門部経済学科に黒い服を着て、ただ一人乗り込んだ強い意志は、五十歳を過ぎてから大阪社会事業短期大学（昭和五十七年廃止）で学びケースワーカーの資格を取得したことにも現れている。

一方、文学を志した伊藤氏は、自ら進んで社会問題に取り組んだのではなかつた。だが、彼女もまた辰巳經世を知り、その紹介で、専門部修了後、大原社会問題研究所で働くことになつた。大原社会問題研究所は現在の大阪市天王寺区椎寺町にあって、様々な社会問題について、各分野別に研究を進めていたが、伊藤氏は研究所員大林宗嗣の手伝いをするに至つた。当時大林は女給問題をテーマとして研究を行なつていたが、彼女は研究のためにカフェで働いてほしいと頼まれ、結局断わつたという話もある。研究所は研究テーマの関係上、いきおい反体制的な組織となり、幾度となく特高の手入れを受けることとなつたが、そのたびに、窓から梯子を使って逃げるという命懸の職場であつた。やがて伊藤氏はこの職場を去るが、大原研究所で働いたという理由で尾行がついたり、また友人が特高に引っぱられた時には引き取りに行つたという。

以上、本節で記した関大専門部の女子学生と社会運動との関わりは、聞き取りを中心としたものであり、必らずしも、全ての女子選科生に共通する形のものではない。しかしながら、大かれ少なかれ、社会の風潮に逆らつて勉学を志した彼女らには、社会に対する割り切れない想いがあつたことと思う。それは、今日明らかにされつつある女性解放史の大きな流れの中では、川底に埋もれてしまつたものかもしれない。なぜならば、彼女らには主張する以前に生き

るための生活があつたからである。

## 六、むすびにかえて

以上で、関大の女子学生誕生の頃に関する記述を終える訳だが、資料入手の不備など調査の曖昧なところが多く、未熟な叙述に終始したことを深く反省している。今後、未知の資料が提供されることにより、関大の女子学生に関する多くの事実が明らかになることを期し、ペンを擱きたいと思う。

尚、本稿を草するにあたり多くの方々に御協力をいただいた。とりわけ、聞き取り調査に快く応じてくださった神屋敷アヤ・高木亮子の両氏には心より御礼申し上げる次第である。

△註▽

- (1) 明治五（一八七二）年八月三日。
  - (2) 明治十二（一八七九）年九月二十九日。
  - (3) 女子高等學校は「高等学校」となっているが、先にみた明治二十四年の「中学校令改正」第十四条で「尋常中學校ノ種類」とされた如く、中学校扱いであった。
  - (4) 本章の場合には、大学部のほかに専門部も対象として考へる。
  - (5) 「文部省第五十六年報」（昭和三年度）では、この年度より、私立大学の部門に入っている。
  - (6) 「聞き書き・上原恒治——大正期の学園——」（『東洋大學史紀要』第一号、一九八三年）
  - (7) 「聞き書き・野溝七生——文化学科・哲學を志して——」（『東洋大學史紀要』第一号、一九八三年）
  - (8) 高橋次義「早稲田大学における女子入学許可の経緯——大正八年から昭和二十年に至るまで——」（『早稲田大学史紀要』第八卷、一九七五年）
- (9) 前掲の高橋論文に依れば、認可申請の時には第九章であったが、大正十年二月二十五日、聽講生規程の位置を第九章から第八章へと移項する改正手続を経たとある。
  - (10) 「大學令」（大正七年十二月六日）による大学への実質的な昇格は、大正十一年六月五日である。
  - (11) 期間は大正十二年七月二十日から八月十日までで、英語・仏語・獨語の三外国语のコースがあった。何れも午後七時から九時の講習であったが、英語だけは朝六時半から八時半にも行なわれた。
  - (12) 大正十二年六月十五日付
  - (13) 大正十二年九月十五日付
  - (14) 「大衆社会の成立と夜間部教育の誕生」（『明治大學史紀要』第二号、一九八二年）
  - (15) 中央大學
  - (16) 本稿第四章第(1)節より、専門部の制度としては、選科生である。
  - (17) 神屋敷民藏氏（元関西大学校友会事務局長）談による。
  - (18) 伊藤アヤ・脇屋亮子両氏の記憶によると、後輩の一人に、専門部法律学科に学ぶ女子学生金某氏がいたというが、今回の調査では確認できなかつた。
  - (19) 許可されるのは、英文専攻科は昭和八年三月、国漢文専攻科は昭和十二年九月である。
  - (20) 当時、高等小学校を出た女子が事務員として働く場は少なく、伊藤氏の場合には、まず民間企業へ採用申し込みをしたが、給仕の仕事しかないと言われて、あきらめたという。
  - (21) 「文部省年報」が説明するところの専檢は、専門学校入学者検定規定ニ依リ文部省ニ於テ毎年少クトモ一回之ヲ行フ

また、同時期に慶應義塾大学も予科と全學部に女子の入学を認める学則を文部省に申請したといわれる。このことに関しては、向山泰子「旧制早稲田大学女子学生の記録」（『早稲田大学史紀要』第十卷、一九七七年）参照。

尚、「慶應義塾百年史」に依れば、女子聽講生の存在は昭和十三年より認められ、正式入學は戦後昭和二十一年からである。

前掲の高橋論文に依れば、認可申請の時には第九章であったが、大正十年二月二十五日、聽講生規程の位置を第九章から第八章へと移項する改正手続を経たとある。

モノニシテ其ノ学科目及程度ハ中学校若ハ修業年限四年ノ高等女学校ノ各必須学科目及其ノ卒業程度トシ之ニ合格シタル者ニハ合格証書、合格セサルモ受験学科目中合格点ヲ得タル者ニハ其ノ証明書ヲ交付スルモノトス

である。尚、文部省第五十五・六十年報（昭和二・七年）に載る大正十三年から昭和四年までの記録は左の表の如しである。

年 度	施 行 回 数	出 願 者		合 格 証 書 交 付 者		科 目 合 格 証 書 交 付 者	
		男	女	男	女	男	女
T 13	1	1,846	260	132	27	1,419	211
T 14	2	5,637	579	231	61	3,397	382
T S 元	2	8,381	1,026	460	133	5,363	680
S 2	2	8,049	1,247	460	132	4,581	760
S 3	2	9,651	1,331	546	96	5,585	868
S 4	2	12,299	1,600	640	173	7,299	957

四 「女は歩調を揃へて馬鹿であれ—女子学生聯盟演説会で感じた事とて一」（「ひげ」大正十五年二月刊行）参照。

五 萩武権次郎「香ふや菊一辰已經世の略歴と著作」（関大経済学会『経済学会報』一九八二年）参照。

六 岩崎盈子は大阪で生まれ、東京の日本女子大学校家政科を卒業して後、大阪府厅社会課に入り、川上貢一と共に社会事業連盟で活動した。昭和五年には、松本員枝氏（現「婦人民主新聞」大阪支局長）らと婦人部を独立させ、木曜会を結成した。その著作は婦人解放論、婦人参政権問題、児童問題など様々な社会問題に言及している。同じく婦人問題を論じた関大聰講生北村兼子とは、参政権問題等で思想を異にしたらしく、岩崎の著作の中に北村批判が見られる。惜しくも三十歳の若さで他界した。彼女の評論を友人が編集して出版したものに『婦人と児童の問題』（昭和十年四月発行。昭和五十七年三月発行の『近代婦人問題名著選集』第十巻に復刻所収。）があるが、これは、警察に検挙され、肺結核をさらに悪化させ死の床にあった岩崎の葬代を捻出するための出版であった。

七 戦後第一回の衆議院議員選舉に共産党より出馬して当選。

八 川上は論文の原稿料を社会運動の資金としてカンパするつもりだったといふ（脇屋氏談）。

九 倉敷紡績の創立者であり、大原美術館でも有名な大原孫三郎が創設した研究所。

十 伊藤氏の夫・神屋敷民藏氏の談による。

- (2) 昭和二年六月六日付  
（22） 昭和二年六月六日付  
（23） 昭和二年六月六日付  
（24） 汎太平洋婦人会議参加に関する一連の感想文は著書『女浪人行進曲』（昭和二月刊行）及び『情熱的論理』（昭和四年四月刊行）に収められている。